

○川口市保存樹木等維持管理経費補助金交付要綱

平成28年3月31日

(目的)

第1条 この要綱は、川口市緑のまちづくり推進条例（平成11年条例第54号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、保存樹木及び保全緑地（以下「保存樹木等」という。）の所有者又は地上権その他の土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下「所有者等」という。）が行う樹木剪定等管理に要する経費の一部を補助することによって、保存樹木等の維持・保全を推進し、もって美しく住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

2 川口市保存樹木等維持管理経費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、条例第5条第1項の規定により保存樹木等の指定を受けた所有者等とする。ただし、次の各号に該当する者には、この要綱による補助金は交付しない。

- (1) 市税（市民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税）を滞納している者。
- (2) この要綱による補助金と同種の補助金を受けることができる者。
- (3) 国及び地方公共団体並びにこれに準ずる団体。

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次の各号に掲げる業務で保存樹木等の所有者等が専門の造園業者等に支払う作業請負費用とする。

- (1) 樹木剪定（樹木の健全な育成、美観の維持及び形状の調整、周辺環境への配慮を目的に行われるもの）。
- (2) その他良好な樹木及び緑地環境の維持で市長が必要と認めたもの。

2 補助金の交付の対象となる樹木は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 条例第5条第1項により指定された保存樹木または保全緑地内において、これまで適切な維持管理が行われており、健全な生育が長期的に見込まれる樹木であること。
- (2) 樹木の主幹の位置が、隣地境界から5メートル以内に存するものであること。
- (3) 既にこの要綱による補助を受けた樹木にあっては、当該補助の決定のあった日から起算して5年を経過しているものであること。
- (4) 条例第5条第1項により保存樹木等として指定を受けた日の属する年度の初日から起算して、3年を経過した樹木であること。

3 前項の規定にかかわらず、川口市緑のまちづくり推進条例施行規則（平成12年規則第19号）第7条第2号オの規定により指定する生け垣は、補助の対象としない。

4 第1項の規定にかかわらず、補助の対象業務は、川口市内に本社、本店を有する事業者には依頼するものとする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、前条第1項に規定する樹木の剪定に要する費用の2分の1の額(保存樹木1本につき10万円を、保全緑地1箇所につき30万円をそれぞれ限度とする。)とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定により計算して得た金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、保存樹木等維持管理経費補助金交付申請書(別記様式第1号)に第3条第4項に規定する業者から徴取した見積書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、複数の保存樹木等の所有者等が同一年度において補助を申請する場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 保存樹木の数にあつては3本、保全緑地にあつては1箇所を限度とする。

(2) 申請は、1回を限度とする。

(3) 交付する補助金は、30万円を限度とする。

(審査)

第6条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、現地調査を行い、補助金の交付の適否及び補助金額等について、川口市緑化対策委員会(以下「委員会」という。)に諮り、その意見を参考にして交付の決定を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、委員会の審査結果を踏まえ、補助金交付の適否等を決定する。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当と認めるものについては、保存樹木等維持管理経費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知し、不適当と認めるものについては、保存樹木等維持管理経費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定事業の変更等)

第8条 前条第2項の規定により、補助金交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付の決定を受けた補助対象事業(以下「交付決定事業」という。)の内容を変更し、又は中止しようとするときは、保存樹木等維持管理経費補助事業(変更・中止)申請書(別記様式第4号)に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、内容を審査し、適当と認めるものについては、保存樹木等維持管理経費補助事業(変更・中止)承認通知書(別記様式第5号)により交付決定者に通知し、不適当と認めるものについては、保存樹木等維持管理経費補助事業(変更・中止)不承認通知書(別記様式第6号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績の報告)

第9条 交付決定者は、交付決定事業が完了したときは、保存樹木等維持管理経費補助事業実績報告書(別記様式第7号)に領収書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、現地調査を行い、その報告に係る事業が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、保存樹木等維持管理経費補助金額確定通知書(別記様式第8号)により、通知しなければならない。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による調査の結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定事業について、これに適合させるための措置を取るべきことを交付決定者に対して指示することができる。

2 第9条の規定は、前項の指示により交付決定者が必要な措置をした場合について準用する。

(補助金の交付請求等)

第12条 交付決定者は、第10条に規定する通知書を受けたときは、保存樹木等維持管理経費補助金交付請求書(別記様式第9号)により、速やかに市長に対し補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書が提出されたときは、速やかに指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 第7条第2項に基づく補助金交付決定の内容又はその他法令に違反したとき。

(3) 第7条第2項に規定する交付決定通知書を受け取った年度内に、第9条に定める実績報告が完了しないとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定を取り消すときは、保存樹木等維持管理経費補助金交付決定取消通知書(別記様式第10号)により、通知しなければならない。

(遵守事項)

第14条 交付決定者は、事業の実施に当たって次の各号に掲げる事項について、配慮しなければならない。

(1) 剪定にあたっては、樹木の性質及び樹容を尊重し、適切な頻度及び程度により実施するものとし、樹木の滅失及び枯死を招かないこと。

(2) 保存樹木と周辺環境との共生が図れる剪定内容とすること。

(3) 周辺への安全に配慮した作業方法を選択すること。

(4) 必要に応じて、近隣住民への説明を行うこと。

2 交付決定者は、交付決定事業を実施した年度から5年間、当該事業に係る保存樹木等を適正に管理しなければならない。

3 交付決定者は、交付決定事業の完了後は、保存樹木等を公開しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第13条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、又は第14条第2項の規定が遵守されない場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。